

039078-000-5

特54-844

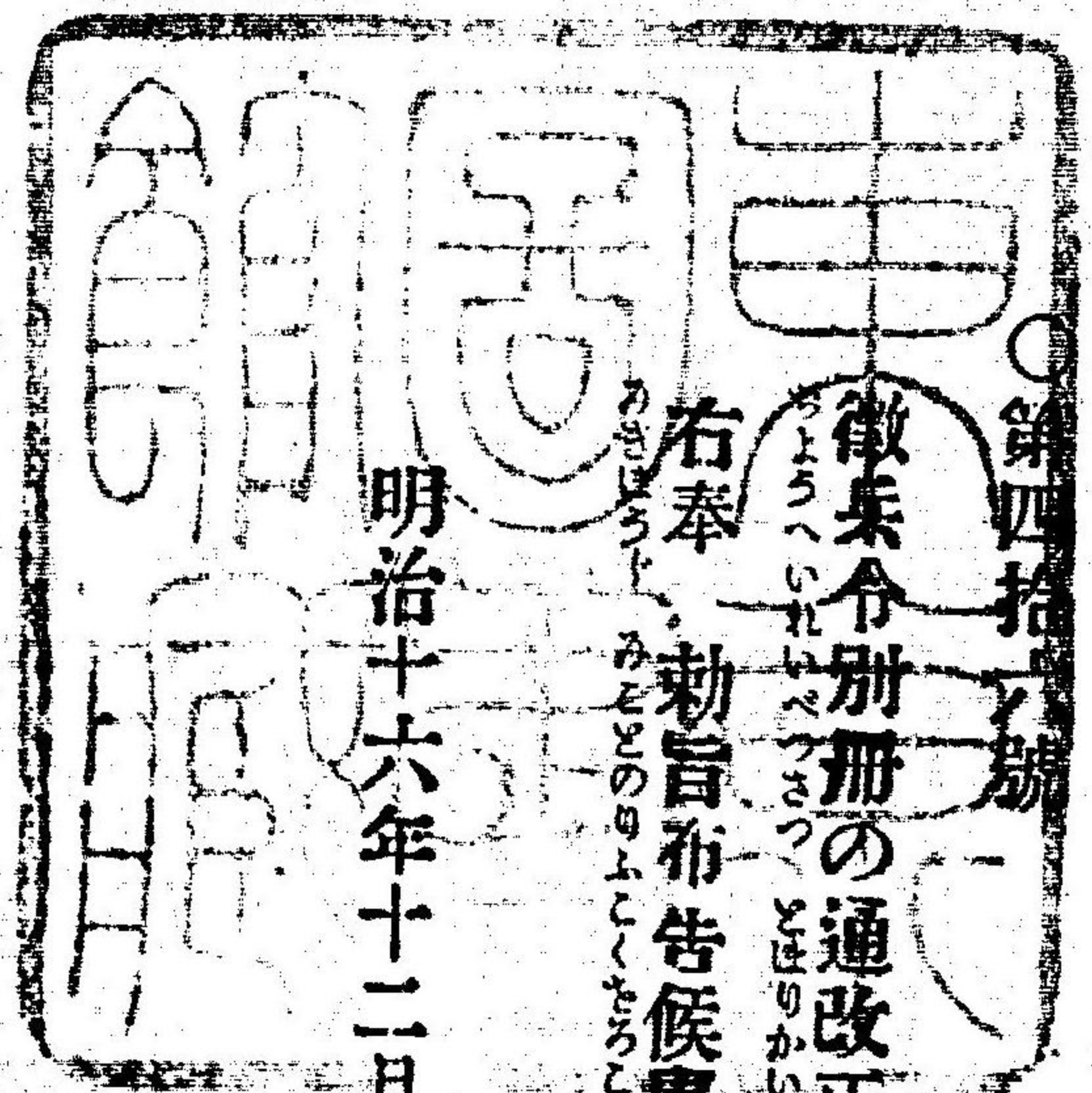
徵兵令俗解 (改正)

樂善堂

M17. 1

BCC-0323





明治十六年十二月二十八日

太政大臣三條實美

陸軍卿大山 巖

海軍卿川村 純義

徴兵令

目次二

第一章 総則

第二章 服役

第三章 免除及び猶豫

第四章 徴兵區及び抽籤

第五章 補充員及び豫備徴員

第六章 雜則

合計四十五條

徴兵令

第一章 総則

第一條 全國の男子年齢満十七歳より満四十歳迄の者は

總て兵役に服せしむるものとす

第二條 兵役は陸軍海軍共に常備兵役後備兵役及び國民

兵役とす

第三條 常備兵役は別ちて現役及び豫備役とす其現役は

三箇年ありて年齢満二十歳に至りたる者之に服し其豫

備役は四箇年にして現役を終りたる者之に服す

第四條 後備兵役は五箇年にして常備兵役を終りたる者

之の服と

第五條

國民兵役は年齢満十七歳より満四十歳迄の者に

して常備兵役及び後備兵役中に在らざる者之に服せ

第六條

各兵役の期限已お満ると雖ども戰時或は事變に

際せると若くは臨時に演習或は觀兵の擧あるとき若

くは航海中或は外國駐劄中は其期と延ぶことある可し

第七條

重罪の刑に處せられたる者は兵役に服すること

を許さず

第二章 服役

第八條

陸軍現役兵は毎年所要の人員に應じ壯丁の身軀

藝能職業に従ひ歩兵騎兵砲兵工兵輜重兵及び雜卒職工

に區別し抽籤の法に依り當籤の者と以て之を充つ

海軍現役兵は海軍所要の人員に應じ沿海地方及び嶋嶼

の人民を調査し海軍に適する職業に従ひ水兵火夫職工

等に區別し抽籤の法に依り當籤の者を以て之に充つ

但海軍志願兵徵募規則に依り就役する者は本令の限

に在らず

第九條

陸軍雜卒の現役期限は其職務に因り之と短縮す

ることある可し

但常備兵役の全期は之と減ずることなし

第十條 年齢満二十歳未満ならずとも雖も満十七歳以上の者は現役を志願することを得

第十一條 年齢満十七歳以上満二十七歳以下に於て官立府縣立學校(小學校を除く)の卒業証書と所持せる服役中食料被服等の費用と自辨する者は願ひ因り一個年間陸軍現役に服せしむ

其技藝に熟達する者は若干月ふまで歸休と命ずることある可也

但常備兵役の全期は之と減するることなし

第十二條 現役中殊に技藝に熟一行狀方正ある者及び官

立公立學校(小學校を除く)の歩兵操練科卒業証書と所持する者は其期未だ終らずとも雖も歸休を命ずることある可也

第十三條 豫備兵は戰時若くは事變に際し之と召集し常備隊と充實を又補充隊に編制す平常に在ては技藝復習の爲め毎年一度六十日以内之を召集し又兵員實查の爲め毎年一度點呼と爲す

但海軍豫備兵は技藝復習の爲め召集することなき

第十四條 後備兵は戰時若くは事變に際し豫備兵に次て之と召集し常備兵の後援と爲す平常に在て其技藝復習

の爲めに召集し及び兵員實査の爲めに點呼と爲すこと
豫備兵に同ト

第十五條 國民兵は戰時若くは事變に際き後備兵を召集
し仍は兵員と要するるときは限り之と召集を隊伍に編制
して軍役に充つ

第三章 免除及び猶豫

第十六條 兵役を免除するは廢疾又は不具等にして徵兵
検査規則を照し兵役に堪へざる者に限る

第十七條 左に掲ぐる者は徵集と猶豫と
但其年補充員不足するるとき又は戰時若くは事變の際
し兵員と要するときは之れと徵集と

第一項 兄弟同時に徵集を應ずる者の内一人及び
現役兵の兄或は弟一人

第二項 現役中死没又は公務の爲め負傷を若くは
疾病に罹り免役したる者の兄或は弟一人

第三項 戸主年齢満六十歳以上の者の嗣子或は承
祖の孫

第四項 戸主廢疾又は不具等にして一家の生計を
營むこと能はざる者の嗣子或は承祖の孫

第五項 戸主

第十八條 左に掲ぐる者は其事故の存する間徴集と猶豫す

第一項 教正の職に在る者

第二項 官立府縣立學校(小學校を除く)の卒業證

書を所持する者にして官立公立學校教員たる者

第三項 官立大學校及び之に準する官立學校本科

生徒

第四項 陸海軍生徒海軍工夫

第五項 身幹未だ定尺に満たざる者

第六項 疾病中或は病後の故と以て未だ勞役に堪

ざる者

第七項 學術修業の爲め外國に寄留する者

第八項 禁錮以上を該る可き刑事被告人となり裁

判未決の者

第九項 公權停止中の者

第十九條 官立府縣立學校(小學校を除く)に於て修業一

個年以上の課程を卒りたる生徒は六個年以内徴集と猶

豫を

第二十條 左に掲ぐる者は豫備兵に在ると後備兵に在る

こと問はず復習點呼の爲め召集をることなり

但戰時若くは事變の際若くは太政官の決裁を経て召集することある可し

第一項 官吏(判任以上)及び戸長

第二項 教導職(試補を除く)

第三項 官立公立學校教員

第四項 府縣會議員

第五項 官立府縣立醫學校の卒業證書を所持して

醫術開業の者

第二十一條 官省院廳府縣に於て餘人と以て代ふ可らざる技術の職と奉ぜざる者の太政官の決裁に依て徵集し得

豫することある可し

第二十二條 左に掲ぐる者は第十七條を照して徵集し得豫するの限に在らず

第一項 附籍戸主及び附籍戸主の嗣子或は承祖の

孫

第二項 廢疾又は不具等にして一家の生計を營む

こと能わざるに非ず或は重罪の刑に處せられたるに非ずして嗣子承祖の孫若くは相續人と罷め

更に定めたる嗣子承祖の孫

第三項 年齢六十歳未満の戸主廢疾又は不具等に

して一家の生計と營むこと能はざるに非ず或は重罪の刑に處せられたるに非ずして戸主と罷め年齢六十歳以上の者にきて其跡と繼ぎたる戸主の嗣子或は承祖の孫

第四項 分家し又ハ絶家若くは廢家と再興したる

戸主及び其戸主の嗣子或は承祖の孫

第五項 嗣子承祖の孫失踪して五個年と經ざる者の跡を定めたる嗣子承祖の孫

第六項 第二項第三項第四項に當る嗣子或は承祖の孫

の孫あして戸主廢疾又は不具等にきて一家の生計と營むこと能はざるに非ず或は重罪の刑に處せられたるに非ずして戸主と罷め其跡と繼ぎたる戸主

第七項 年齢六十歳未滿の者廢疾又は不具等あして一家の生計と營むこと能はざるに非ず或は重罪の刑に處せられたるに非ずして戸主と罷め其跡と繼ぎたる戸主

第八項 嗣子承祖の孫又は相續人廢疾又は不具等にきて一家の生計と營むこと能はざるに非ず或は重罪の刑に處せられたるに非ずして戸主の死

亡跡若くは戸主と罷めたる跡と繼かす他の者に
して其跡と繼ぎたる戸主

第九項 戸主失踪して五個年と經さる者の跡と繼
ぎたる戸主

第二十三條 第十八條第一項第二項第三項第四項（陸海

軍生徒と除く）第十九條第二十一條に當る者と雖も第
三十五條に示さる徴兵各自届出期限即ち九月十六日
以後に係る者は徴集と猶豫とするの限不在らず

第四章 徴兵區及び抽籤

第二十四條 徴兵區は軍管師管及び府縣の區域に從ふ其

軍管に從ふものと軍管徴兵區と爲す師管に從ふものを
師管徴兵區と爲し府縣に從ふものと府縣徴兵區と爲す
但府縣の管地兩師管に分屬せるものは師管毎に一區
と設く

軍管及び師管の徴兵區域は別表に掲ぐ

第二十五條 各鎮臺に屬する歩兵は其師管徴兵區限り其

他の諸兵は其軍管徴兵區限り之を徴集す

但現役徴員及び其補充員不足とするとき歩兵は他の師
管其他の諸兵は他の軍管徴兵區より之を補ふ

海軍及び近衛の諸兵は各軍管徴兵區に配當して全國

より之を徴集せ

第二十六條

抽籤は各府縣徴兵區限り之と行ふものとする
府縣徴兵區に於ては其區壯丁の身體検査終りたる後兵
役に適すべき人員の身體職業に従ひ兵種と區別を番
號と定め抽籤せしむ

第二十七條

籤は一郡區毎お籤丁の人撰と以て一名乃至
三名の總代人を出して之と抽かす

第二十八條

抽籤の法は籤丁の數に應ぎ籤札お兵種番号
記し籤箱に納れ籤簿掛の面前に置き籤丁名簿の順序
に従ひ其氏名と呼び總代人お之と抽かき籤簿掛は抽

籤の正否を監し抽き擧ぐる所の番号と高聲お呼ばし

其籤札と受取り籤簿に氏名番号と記し籤札は總代人に
交付せ

第二十九條

籤は其番号現役徴員の數に滿づる迄と以て
現役籤と其余と以て補充籤とせ

第五章

補充員及び豫備徴員

第三十條

補充員は補充籤と抽きたる者と以て一個年間
之に充つ其期限内現役兵欠員とるとき又は戰時若くは
事變に際し兵員と要するるとき其番號の順序お従ひ之と
徴集せ

補充員の數は概ね現役徵員五分の二より少からざるものとし

第三十一條 補充員として其期限内徵集の命なき者及び

第十八條第二項の生徒として二個年以上の課程と本りたる者は年齢満二十七歳迄と第一豫備徵員とせ

第三十二條 第十七條に當る者にして其年徵集の命なき者

第十八條第二十一條に當る者にして七個年間其事故の存する者及び第一豫備徵員を終りたる者年齢満三十二歳迄は之と第二豫備徵員とせ

但第十七條に當る者第二豫備徵員と爲りたる後六箇

年間に該條に掲ぐる資格と失ひたるときは現役に徵集す

第三十三條 豫備徵員は戰時若くは事變に際し兵員を要するときは之と徵集す

但第二豫備徵員と徵集するは後備兵と召集するときはに限る

第六章 雜則

第三十四條 毎年一月より十二月迄に年齢満十七歳と爲

る者は其年の九月一日より同月十五日迄に戸主（本人戸主すれば自身以下戸主とあるもの皆同じ）より本人

の氏名族籍住所誕生の年月日及び職業と記載を本籍の戸長が届出可し

第三十五條 毎年一月より十二月迄に年齢満二十歳と爲

る者は其年の九月一日より同月十五日迄に書面を以て

戸主より本籍の戸長へ届出可し若し届出の後翌年四月

十日迄に異動と生じたるときは其事由と詳記し三日以

内に本籍の戸長へ届出可し

但二十歳未満にして現に服役する者は届出るに及ばず

第三十六條 第十七條に當る者其資格を失ひ第十八條第

十九條第二十一條に當る者其事故止み及び第三十二條

但書に當る異動と生じたるときは其事由と詳記を其年

の九月一日より同月十五日迄に戸主より本籍の戸長へ

届出可し

但九月十六日以後翌年四月十日以前本條に當る者は

三日以内本籍の戸長へ届出可し

第三十七條 他の府縣に寄留せる者其地に於て徴集に應

せんと欲するときは其地に居住する者(戸主)を以て証

人と爲し八月十五日迄に戸主より其旨を本管廳に願出

可し

但第三十五條の届書は寄留地の戸長に差出と可し

第三十八條 現役兵在營在艦中は定額の日給と與へ服食等と給と

第三十九條 疾病或ひは犯罪等あて期限に際し入營し難き者は其事由と詳記し其疾病を罹る者は醫師の診断書と添へ即日戸長に届出可き其事故止むるとき亦同ト

第四十條 第三十九條に掲ぐる者其年九月一日に至るも事故猶止まざるときは之と翌年廻之の者と爲し翌年更に検査を遂げ他の徴員に先ち徴集と可し

但戰時若くは事變の際し兵員と要るときは翌年徴集の期と待たず徴集と

第四十一條 兵役を免れんか爲め身體と毀傷し疾病を爲し其他詐偽の所爲と用ひ又は逃亡若くは潜匿たる者又は正當の故なく検査所に參會せざり又は第三十五條

第三十六條の届出と怠りたる者は抽籤の法と用ひず直に現役を徴集し又ハ翌年検査を遂げ第四十條に掲ぐる者先ち抽籤の法と用ひず徴集す

第四十二條 常備現役年期の計算は總て其入營年の四月二十日(第四十一條に掲ぐる者は入營の當日)より起算し豫備役及び後備役年期の計算は其定例編入すべき年

の四月二十日より起算す

但禁錮の刑に處せられ又は監視に付せられ又は逃亡

したる者其刑期中の日數及び逃亡中の日數は服役年

期に算入せず

第四十三條 第三十四條第三十五條第三十六條第三十九

條の届出を爲さる者及び検査時日の指定を受け正當

の故なく其場所に參會せざる者は三圓以上三十圓以下

の罰金に處す

第四十四條 兵役に免れんか爲め逃亡し又は潜匿を若く

は身體を毀傷を疾病と作爲し其他詐偽の所爲ある者は

一月以上一年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下

の罰金に附加す

第四十五條 本令施行の爲め必要とする規則は別に布達

と以て之を定む

車管師管		國名	
第	一	第	一
第	二	第	二
第	三	第	三

武藏の内 麩町區、神田區、日本橋區、京橋區、芝區、區、本郷區、下谷區、淺草區、横濱區、荏原區、南豐、嶋郡、北豐島郡、南足立郡、北足立郡、東多磨郡、南多磨郡、北多磨郡、久良岐郡、橘樹郡、都築郡、新坐郡、入間郡、高麗郡、比企郡、横見郡、秩父郡、兒玉郡、那珂郡、賀美郡、大里郡、碓羅郡、榛澤郡、男食、相模、甲斐、伊豆、上野、信濃の内 南佐久郡、郡、小縣郡、埴科郡、更級郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、北佐久郡、武藏の内 本所區、深川區、南葛飾郡、北葛飾郡、南埼玉郡、北埼玉郡、安房、上総、下総、常陸、下野、

第	二	第	二
第	三	第	三
第	四	第	四
第	五	第	五
第	六	第	六
第	七	第	七

陸前の内 宮城郡、黒川郡、加美郡、志田郡、玉造郡、遠田郡、栗原郡、登米郡、本吉郡、桃生郡、牡鹿郡、陸中、陸奥、羽後、氣仙郡、尾張の内 名古屋區、愛知郡、豊栗郡、中嶋郡、海東郡、海西郡、知多郡、信濃の内 東筑摩郡、西筑摩郡、南安曇郡、北安曇郡、上伊那郡、下伊那郡、諏訪郡、三河、遠江、駿河、伊勢、志摩、紀伊の内 南牟婁郡、北牟婁郡、尾張の内 東春日井郡、西春日井郡、美濃、加賀、能登、越中、飛彈、越前、攝津の内 東區、西區、南區、北區、紀伊の内 和歌山、海部郡、那賀郡、伊都郡、有田郡、日高郡、東牟婁郡、西牟婁郡、山城、大和、河内、和泉、近江、伊賀、

四	五 第	六 第	七 第
八 第	九 第	一十 第	二十 第
攝津の内 <small>神戶區、西成郡、嶋上郡、嶋下郡、豐嶋郡、能勢郡、八部郡、葛原郡、武庫郡、川邊郡</small> 有馬郡 播磨、淡路、若狹、丹波、丹後、但馬、美作、備前、因幡、伯耆	安藝、備後備中、出雲、石見、隱岐、周防、長門	肥後、日向、大隅、薩摩、沖繩	豐前、豐後、筑前、筑後、肥前、壹岐、對島、渡島、後志、石狩、天鹽、北見、膽振、日高、十勝、釧路、根室、千嶋

軍管は軍團の諸兵所管は師團の諸兵を徴集す

徴兵は現今沖繩縣に之を行はず北海道に於ては第七軍管の鎮臺と設くる迄函館縣管下函館江差福山三個所を限り之を行ひ第二軍管の管轄に屬せしむ

26-18

明治十七年一月九日御届

宮城縣平民

定價金五錢

編輯兼 書林 高橋 藤七

仙台區分町五丁目 百四十八番地

仙台區賣捌所

仙台區分町

伊勢 安右衛門

同大町四丁目

伊勢 半右衛門

各地賣捌所

石卷裏町

三陸 利兵衛

築館

白鳥 文助

古川

小林 金治

白石

高橋 甚兵衛